

こちら窓口
暮らしの
行政相談

経済的に困っており
生活保護を受けたいと思うのですが…

問

一昨年、主人が交通事故で死亡し、一歳半になる息子を保育所に預けて働きに出るようになりまして。しかし、子供が病弱なため、最近では勤めを休まなければならぬ日が増え、経済的に大変困っています。知人は生活保護の申請をしてはどうかと勧めるのですが、どのような手続きをすればよいのでしょうか。

答 生活の保護の制度は、一家の働き手が死亡したり、病気になるって収入が途絶え、生活が困難になったとき、最低限度の生活を保障するとともに自立の足固めができるように援助の手

を差しのべるものです。

ただし、生活に困っている場合でも、働く能力があるのに仕事に就いていなかったり、資産を活用すれば暮らしている状態だったり、また、近親者から援助を受けられるのに受けていないというような場合は、生活保護を受けることはできません。生活保護は、できる限りの努力をしているにもかかわらず、収入が最低限度の生活費を賄いきれない場合に、その不足を補うために支給されるものです。

（生活保護の種類と方法）
保護を必要とする内容に応じて、

- ① 教育扶助Ⅱ小・中学校に在学中の学童・生徒のための費用で、学用品費、通学のための交通費など
- ② 医療扶助Ⅱけがや病気のときに医者にかかったり薬をもらうための費用など
- ③ 出産扶助Ⅱお産のための費用で、分べん費、衛生材料費などで、
- ④ 生業扶助Ⅱ生業に必要な資金、器具や資材の購入費用、技術習得に必要な費用、就職のために必要な費用など

金銭給付のほかにも現物給付、
保護施設の提供もあります

次に挙げる七種類の扶助の中から、一つまたは二つ以上の給付を受けることができます。

- ① 生活扶助Ⅱ衣服など日常生活を送るのに必要な費用で、飲食費、燃料費など
- ② 住宅扶助Ⅱ家賃、間代、地代などの支払いに当てる費用または住宅補修費

⑦ 葬祭費用Ⅱ葬式をするために必要な費用
これらの保護は、医療扶助を除いて金銭給付を原則としています。が必要に応じて現物給付あるいは保護施設の提供によって行われます。

（生活保護を受ける手続き）
保護を受けたいときは、本人か、その扶養義務者または同居の親族から市福祉事務所に申し出て下さい。ただし、緊急の場合は、保護の申請がなくても必要な保護が受けられます。



8月2日は「マイカー・デー」

言葉遣いの
いらい

④

依頼——頼みごと——にもいろいろありますが、ちよつと物を頼むときには、

- 「すみませんが」
- 「恐れ入りますが」
- 「いつも勝手なお願ひばかりして申し訳ありませんが」
- 「お手数をかけてすみません」

などの前置きの言葉が使われます。少しこみ入ったことを頼む場合は、

- 「まことにご迷惑で恐れ入りますが」
- 「はなはだ申しにくいことですが」
- 「まことにあつかましいお願いでございますが」

依頼をするとき

世の中は持ちつ持たれつで、お互いに助けたり助けてもらったりする機会が多いのですから、事柄や相手の性格にもよりますが、やたら卑屈になる必要はないでしょう。

丁寧で謙虚な態度を失わず、誠意をもって、依頼の内容が相手によく分かるように話しましょう。そして、相手側の事情もあることです。たとえ断られても、悪い感情やしりを残さないようにすることが、後日のためにも大切です。

頼み聞き入れてもらったときは、

- 「本当にありがとうございます」
- 「おかげさまで助かりました」

また、手紙なら、「身勝手なお願ひをお聞き届け下さいまして感謝に耐えません。心からお礼申し上げます」など、心をこめて感謝の気持ちを述べましょう。